電力設備（受電装置）	1　設備量の算定 ⑴　大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。 ⑵　大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100Ｖ）の所要容量及び交流無停電電源装置（200Ｖ）の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。 ⑶　大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。 ⑷　大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容量とする。 ⑸　⑴から⑷までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置（最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の受電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受電装置（直近上位規格）台数を受電装置台数に加える。 ⑹　⑴から⑸までにおいて、音声相当分の所要容量により算定した受電装置所要容量を当該局の音声系受電装置所要容量とする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。 局ごと受電装置投資額 ＝音声系受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり単価
電力設備（発電装置）	1　設備量の算定 ⑴　大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に整流器１ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。 ⑵　大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100Ｖ）の所要容量及び交流無停電電源装置（200Ｖ）の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。 ⑶　大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。 ⑷　大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備発電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容量とする。 ⑸　⑴から⑷までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置（最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の発電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから選定される発電装置（直近上位規格）台数を発電装置台数に加える。 ⑹　⑴から⑸までにおいて、音声相当分のユニット数及び所要容量により算定した発電装置所要容量を当該局の音声系発電装置所要容量とする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。 局ごと発電装置投資額 ＝音声系発電装置所要容量×（発電装置単位容量当たり単価＋発電装置単位容量当たり停電対策増分単価）
電力設備（小規模局用電源装置）	1　ＲＴ－ＢＯＸ以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置の１台当たり最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とし、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。 2　ＲＴ－ＢＯＸに設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（ＲＴ－ＢＯＸ用最大規格）の１台当たり最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（ＲＴ－ＢＯＸ用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置台数に加え、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。